

## 【取手市】

### 市有施設の省エネ設備への更新に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和5年4月7日

取手市 財政部 公共施設整備課

#### 1. 調査の目的

取手市（以下「本市」という。）は、地球温暖化対策の取組として、CO<sub>2</sub>排出量を削減するために、市有施設の省エネルギー機器等への転換を進めたいと考えています。今般、取手市役所藤代庁舎の照明器具をLEDへ更新することを検討していることから、他の市有施設についても、低予算で効率よく更新する手段等について検討したいと考えています。また、照明器具のほかに、空調設備及び受変電設備についての省エネ改修もCO<sub>2</sub>削減に有効であり、LED改修と一体的に実施することでスケールメリットをいかした効率的で効果的な改修手段となるかについても検討を行う必要があると考えています。省エネ設備の導入手法としては、「ESCO事業」の実現の可能性についても、検討したいと考えています。

そこで、民間事業者との「対話」を通じて、民間事業者の事業参入意向、参入しやすい公募条件等を整えるために、サウンディング型市場調査（※1）（以下「本調査」という。）を実施します。

なお、本調査で表明された意見は、事業化に当たっての参考としますが、本調査への参加の有無や本調査における意見の内容は、のちに予定されている実施事業者の選定プロセスには一切の影響をおよぼすものではありません。

（※1）サウンディング型市場調査とは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行い、当該事業のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理を行うものです。

#### 2. 本調査の概要

##### 2-（1）調査対象の概要

以下は検討中の最大範囲であり、本調査等を参考に絞り込む予定です。

##### 対象施設

- 屋内 LED 85施設
- 屋外 LED 46施設
- 道路照明灯 1,088箇所
- 公園街路灯 382箇所
- 空調設備 10施設
- 受変電設備 19施設

## 2-(2) 本調査の対象者

本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

ただし、次のいずれかに該当する場合は対話に参加することはできません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 取手市暴力団排除条例(平成 24 年3月 28 日条例第 2 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する者
- ⑤ 市税を滞納している者

## 2-(3) 参考資料

- 資料① 【公共施設】対象施設一覧データシート
- 資料② 【道路照明灯】対象施設一覧データシート
- 資料③ 【公園】対象施設一覧データシート

## 3. 対話の内容

主に以下のテーマについて、可能な範囲で御意見及び御提案をお聞かせください。事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

以下のテーマ以外についても、本事業の課題等、今後の公募に関連する事項や公募条件において、本市に配慮を望むこと等があれば、御意見をお聞かせください。(一部の項目でも構いません)

### 3-(1)

- ① 本調査への参加理由について
- ② 事業のメリット・デメリットについて
- ③ 事業実施による業務効果及びコストの削減について
- ④ 事業の市場性の有無について
- ⑤ 事業対象施設の選定について
- ⑥ 事業手法のアイデアについて
- ⑦ 事業が実現できた場合に付加価値として提案可能な内容
- ⑧ 事業化に向けたスケジュールについて
- ⑨ 事業化に向けて必要となる資料について
- ⑩ 事業化の課題・条件、市に対する要望等について
- ⑪ 利用可能な補助金について
- ⑫ 本市のエネルギーマネジメントに対する支援について

### 3-(2)本市の考え方

#### ① LED 改修について

LED 改修については、改修の費用対効果の想定が比較的容易であり、電気使用量削減の効果が確実に得られること、また、蛍光灯生産終了の予定等の社会情勢を踏まえ、早急に進めたいと考えています。

今般、取手市役所藤代庁舎の照明器具を LED へ更新することを検討していることから、他の市有施設についても低予算で効率よく更新する手法等について検討したいと考えています。しかし、本市においては、多数の施設を所有しているため、設置している照明器具の数量が膨大であり、その仕様も様々です。市有施設の全てについて、既設の照明器具を一つずつ調査・確認し、施設ごとに整備費用を予算化し、LED 改修を進めようとする場合、全ての市有施設の LED 改修の完了には、膨大な時間及び費用を要すると考えられます。

そのため、取手市役所藤代庁舎の LED 更新を前提とした場合、他の市有施設についての LED 改修をできるだけ早期に実現させる事業手法及び財政負担を極力抑える事業手法を求めています。

#### ② 空調設備改修について

空調設備については老朽化が進んでいます。不具合が認められた施設については段階的に改修を行っていますが、全てを更新するには、限られた財源において相当な時間及び費用を要すると考えられます。

空調設備の改修をできるだけ早期に実現させるため、LED 改修の計画と同時に行うことで、スケールメリットによる効率的な改修が可能であるのではないかと考えています。民間事業者には、空調設備の改修について、その事業手法や財政負担を抑える事業手法の提案を求めています。

#### ③ 受変電設備改修について

受変電設備の多くは建設当時に設置された設備のため、年数の経過とともに老朽化が進んでいます。電気管理技術者による定期点検においても、更新推奨時期を経過しているため、更新が必要との指摘がされている設備があります。

受変電設備の改修をできるだけ早期に実現させるため、LED 改修の計画と同時に行うことで、スケールメリットによる効率的な改修が可能であるのではないかと考えています。民間事業者には、受変電設備の改修について、その事業手法や財政負担を抑える事業手法の提案を求めています。

#### ④ ESCO 事業について

他市町村の事例から省エネ設備への改修については ESCO 事業が有効と考えていますが、ESCO 事業が実施できるかについて、また実施が可能な場合は、施設及び設備の組合せ等について提案を求めています。

## ⑤ CO<sub>2</sub>削減が期待できる取組について

本市の追加費用負担を伴わず実施可能な「本事業と併せて実施することでCO<sub>2</sub>削減が期待できる取組」がないか伺います。

## 3. 本調査の流れ

### 3- (1) 参加申込み

参加の申込みは、令和5年5月19日(金)17時までに別紙「エントリーシート」を電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「【参加申込】サウンディング(事業者名)」としてください。メールアドレスは「6. 担当課」を参照してください。

### 3- (2) 図面確認、現地確認及び質疑の受付

対象の施設及び設備について、図面及び現地の確認を希望される場合は、「6. 担当課」(公共施設整備課)まで御連絡ください。施設管理所管課と調整させていただきます。また、本調査について、対話の前に、質疑がある場合は、「6. 担当課」(公共施設整備課)に、書面(データ可)にて提出してください。(様式は任意)

### 3- (3) 対話日時・場所の決定

- ① 対話の日時等は、参加者にメール等で御連絡いたします。
- ② 実施時間は10時から17時までの間で、1時間から2時間程度で設定します。
- ③ 申込み多数の場合は、御希望以外の日程時間帯で調整させていただく場合があります。
- ④ 本調査の後日、追加調査をお願いする場合があります。
- ⑤ 対話の実施場所は、取手市役所本庁舎を予定しています。

### 3- (4) 本調査実施方法

- ① 対話は事業者のアイデア・ノウハウを守るために個別に実施します。
- ② 対話・提案のために必要な資料・機器がある場合は、当日御持参してください。

## 4. スケジュール

内容	日時
・実施要領及び参考資料の公表	令和5年4月7日
・図面確認、現地確認及び質疑の受付	令和5年5月19日まで
・本調査参加申込み、エントリーシートの提出	令和5年5月19日まで
・対話(ヒアリング)日程	令和5年6月1日から8日まで
・本調査結果の公表	令和5年7月(予定)

## 5. 本調査参加協力に関する留意事項

### 5- (1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、今後予定されている事業者公募等における評価の対象とはなりません。

#### 5-(2) 費用負担

本調査協力に関する書類作成・提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

#### 5-(3) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権はそれぞれ参加者へ帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提供資料を使用することはありません。

#### 5-(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

#### 5-(5) 特許権など

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されるべき第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法を用いた結果生じる責任は参加者が負うものとします。

## 6. 担当課（データ提供依頼、参加申込み、その他問合せ）

取手市 財政部 公共施設整備課 公共施設マネジメント推進係（担当：吉田・森田）

所在地：〒302-8585

茨城県取手市寺田5139 取手市役所本庁舎 3階

TEL:0297-74-2141

FAX:0297-72-2682

Eメール:shisetsu@city.toride.ibaraki.jp